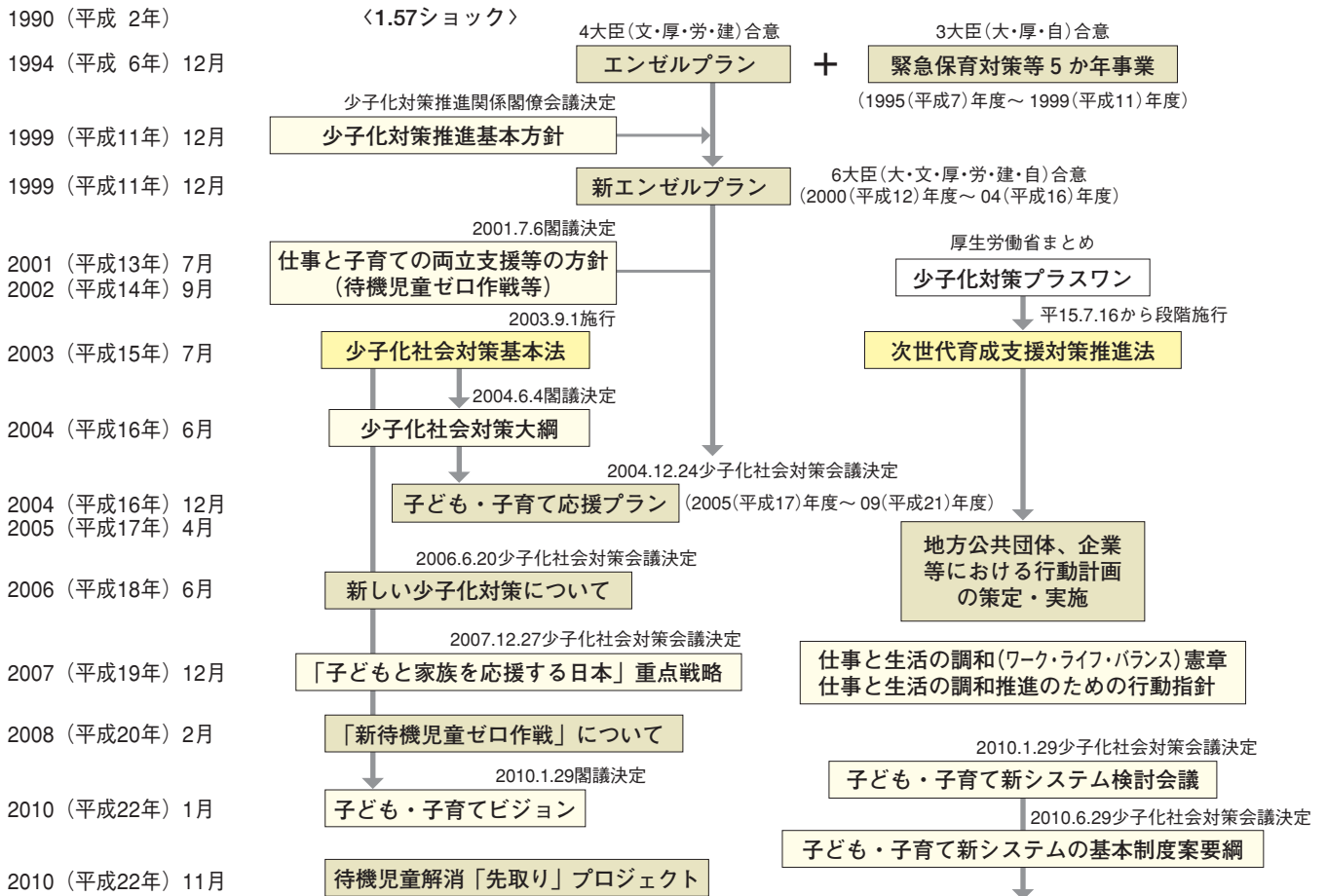


## 少子化対策

## 概 要

## 子育て支援対策の経緯



⑦

雇用均等・児童福祉

## 各種子育て支援事業の取組の現状

○ 各種子育て支援サービスは、必ずしも身近な地域に行き渡っている状況とはいえない。

事業名		事業内容	実績	地域における箇所数
訪問 支援	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うもの。	1,561 市区町村 (雇用均等・児童家庭局総務課調 (平成22年7月1日現在))	実施市区町村の割合 89.2%
	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行うもの。	1,041 市区町村 (雇用均等・児童家庭局総務課調 (平成22年7月1日現在))	実施市区町村の割合 59.5%
親や子の集う場	地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行うもの。	5,199 か所 (平成21年度交付決定ベース)	1 小学校区当たり 0.24 か所
	児童館事業	児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等。	4,360 か所 (公営2,757 か所、 民営1,603 か所) (平成21年10月現在)	1 小学校区当たり 0.20 か所
預かり	一時預かり(一時保育)事業	保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等による緊急・一時的な保育サービスを提供するもの。	6,460 か所 (平成21年度交付決定ベース)	1 小学校区当たり 0.29 か所
	子育て短期支援事業 短期入所生活援助(ショートステイ)事業	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。	637 か所 (平成21年度交付決定ベース)	1 市区町村当たり 0.35 か所
	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。	330 か所 (平成21年度交付決定ベース)	1 市区町村当たり 0.18 か所
相互援助	ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。	599 か所 (平成21年度交付決定ベース)	1 市区町村当たり 0.33 か所

注：市区町村の総数は1,800(平成21年4月1日現在(※訪問支援の2事業については、調査時点の各都道府県ごとの市区町村数による))。

注：小学校区としての国公立小学校数は22,048(文部科学省「平成21年度学校基本調査(確定値)」)。

## 多様な保育の取組の現状

事業名	事業内容	実績	地域における箇所数
認可保育所	日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設(原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日)	保育所数：23,068箇所 利用児童数：208万人 (平成22年4月1日現在)	・1小学校区当たり1.05か所
延長保育事業	11時間の開所時間を超えて保育を行う事業	15,901箇所 (平成21年度交付決定ベース)	・認可保育所の69.4%
休日保育事業	日曜・祝日等の保育を行う事業 (※年間を通じて開所する保育所が実施)	978箇所 (平成21年度交付決定ベース)	・認可保育所の4.3% ・1市区町村当たり0.54か所
夜間保育事業	22時頃までの夜間保育を行う事業 (※開所時間は概ね11時間)	77か所 (平成21年度交付決定ベース)	・認可保育所の0.34% ・1市区町村当たり0.04か所
特定保育事業	週2~3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育を行う事業	1,269か所 (H21年度交付決定ベース)	・認可保育所の5.5% ・1市区町村当たり0.71か所
病児・病後児保育事業	《病児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児を一時的に預かる事業 《病後児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、地域の病後児を一時的に預かる事業 《体調不良児型》保育所において、体調不良となった児童を一時的に預かる事業	1,250箇所 (H21年度交付決定ベース)	・認可保育所利用児童1,632人当たり1か所 ・1市区町村当たり0.69か所
家庭的保育事業	保育に欠ける乳幼児について、保育士又は研修により市町村長が認めた家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携しながら、少数の主に3歳未満児を保育するもの	家庭的保育者数：223人 利用児童数：828人 (H21年度交付決定ベース)	・1市区町村当たり家庭的保育者0.12人

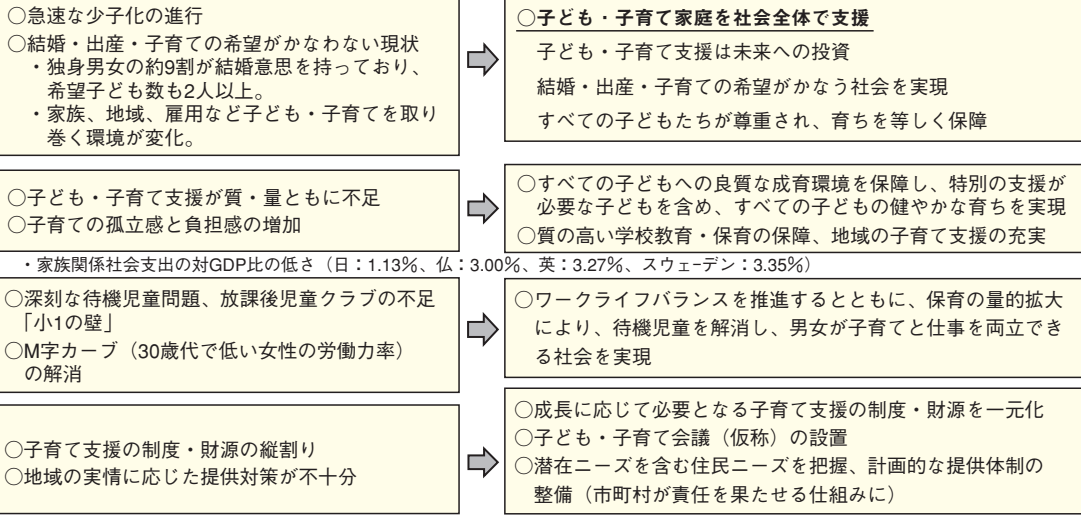
注：市区町村の総数は1,800(平成21年4月1日現在)。小学校区としての国公立小学校数は22,048(文部科学省「平成21年度学校基本調査(確定値)」)。

## ～子ども・子育て新システムについて～

## 基本的考え方

## 子どもと子育て家庭を応援する社会の実現に向けての制度構築

子どもは社会の希望であり、未来の力。  
 子どもの健やかな育ちは、今の社会を構成するすべての大人にとって、自然な願いであり、喜び。  
 すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されることが必要。  
 子育ての充実感が得られるなど「親としての成長」も支援。  
 → 子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う  
 家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築  
 ※東日本大震災でも、子どもと大人、被災者と支援者など、人と人の助け合いの大切さが再確認されたところ



※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

⑦

雇用均等・児童福祉

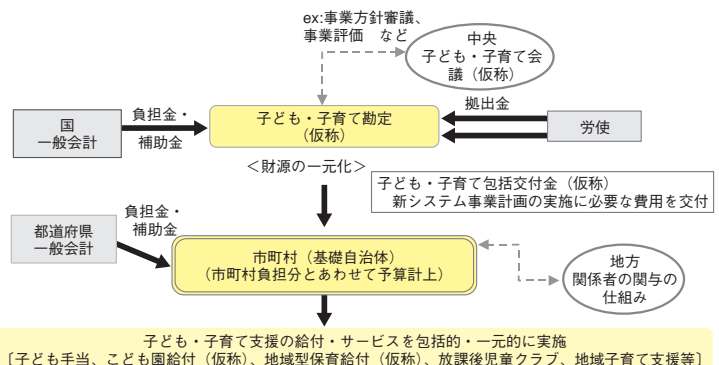
## 子ども・子育て新システムの具体的内容（ポイント）

## ■すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- すべての子ども・子育て家庭への支援（子ども手当、地域子育て支援など）
  - 幼保一体化（こども園（仮称）の創設など）
    - ・給付システムの一体化（こども園（仮称）の創設）
    - ・施設の一体化（総合施設（仮称）の創設）
- 
- ・質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的提供
  - ・保育の量的拡大
  - ・家庭での養育支援の充実
- を達成

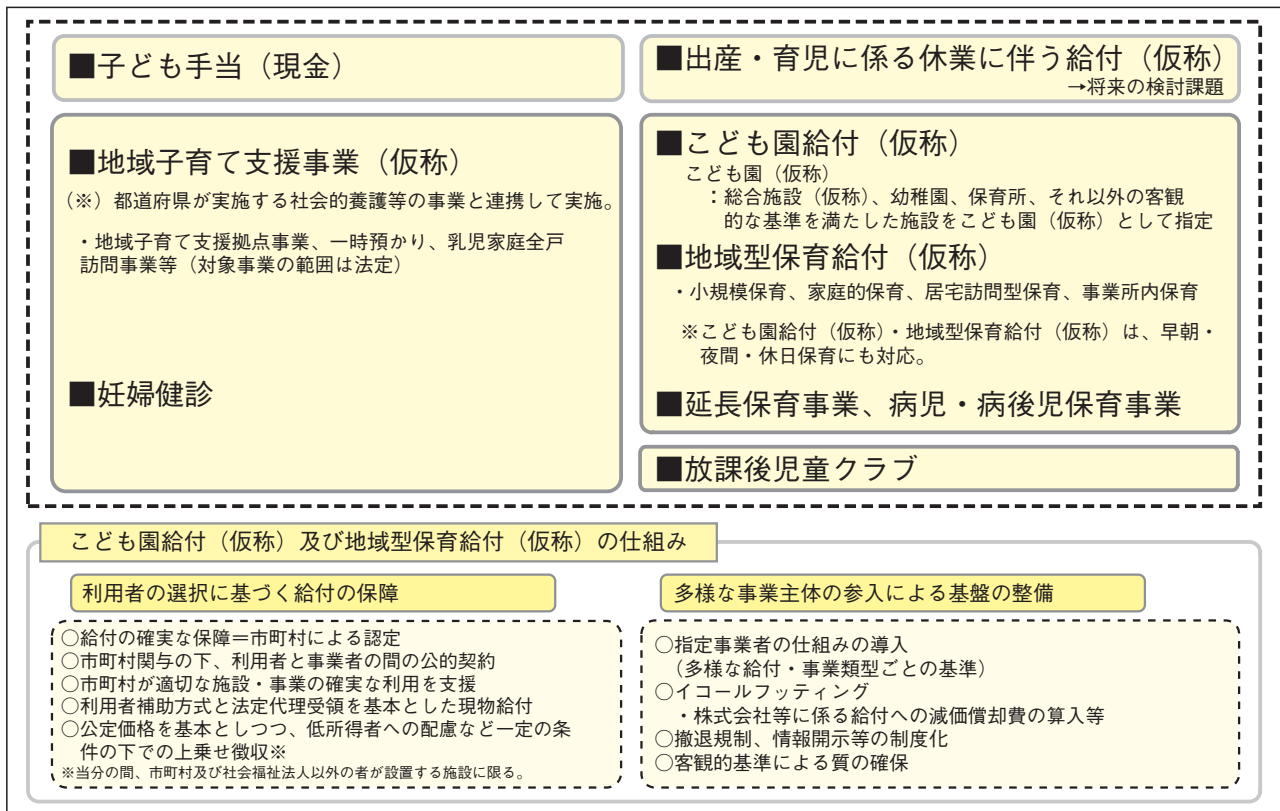
## ■新たな一元的システムの構築（基本制度案要綱に示された新システムのイメージ）

- 基礎自治体（市町村）が実施主体
  - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
  - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担
  - ・国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 政府の推進体制・財源を一元化
  - ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化
- 子ども・子育て会議（仮称）の設置
  - ・有識者、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みを検討



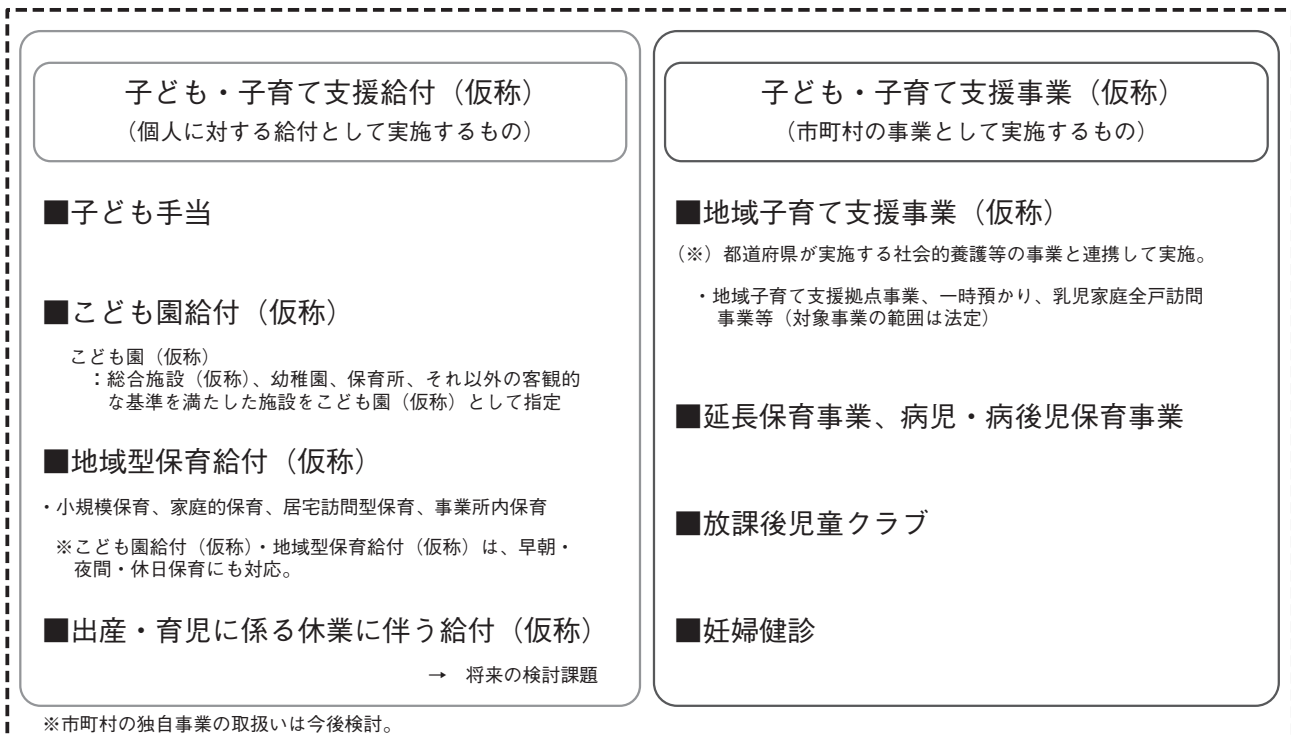
※ 基本制度案要綱に示された新システムのイメージ。国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金（仮称）については、今後、更に検討。

## 給付設計の全体像



※市町村の独自事業の取扱いは今後検討。

## 【参考：給付と事業の区分】



※市町村の独自事業の取扱いは今後検討。

## 幼保一体化の具体的な仕組みについて

## &lt; 具体的な仕組み &gt;

## ○ 給付システムの一体化

～子ども・子育て新システムの創設～

## ・ 地域における学校教育・保育の計画的整備

～市町村新システム事業計画（仮称）の策定～

市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村新システム事業計画（仮称）を策定する。

## ・ 多様な保育事業の量的拡大

～指定制度の導入～

客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うこと等により、多様な事業主体の保育事業への参入を促進し、質の確保された保育の量的拡大を図る。

## ・ 給付の一体化及び強化

～こども園給付（仮称）の創設等～

学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付（仮称）を創設することにより、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

## ○ 施設の一体化

～総合施設（仮称）の創設～

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設（仮称）を創設する。

## &lt; 効果 &gt;

## 質の高い学校教育・保育の一体的提供

・ 地域における学校教育・保育の計画的整備及び総合施設（仮称）等により、質の確保された学校教育・保育が一体的に提供。

・ 配置基準の見直し等により、学校教育・保育の質がさらに向上。

## 保育の量的拡大

・ 幼稚園から総合施設（仮称）への移行により、保育が量的に拡大。

・ 客観的基準を満たした施設及び保育ママ等の多様な保育事業への財政措置（指定制）等により、質の確保された保育が量的に拡大。待機児童解消にも貢献。

## 家庭における養育支援の充実

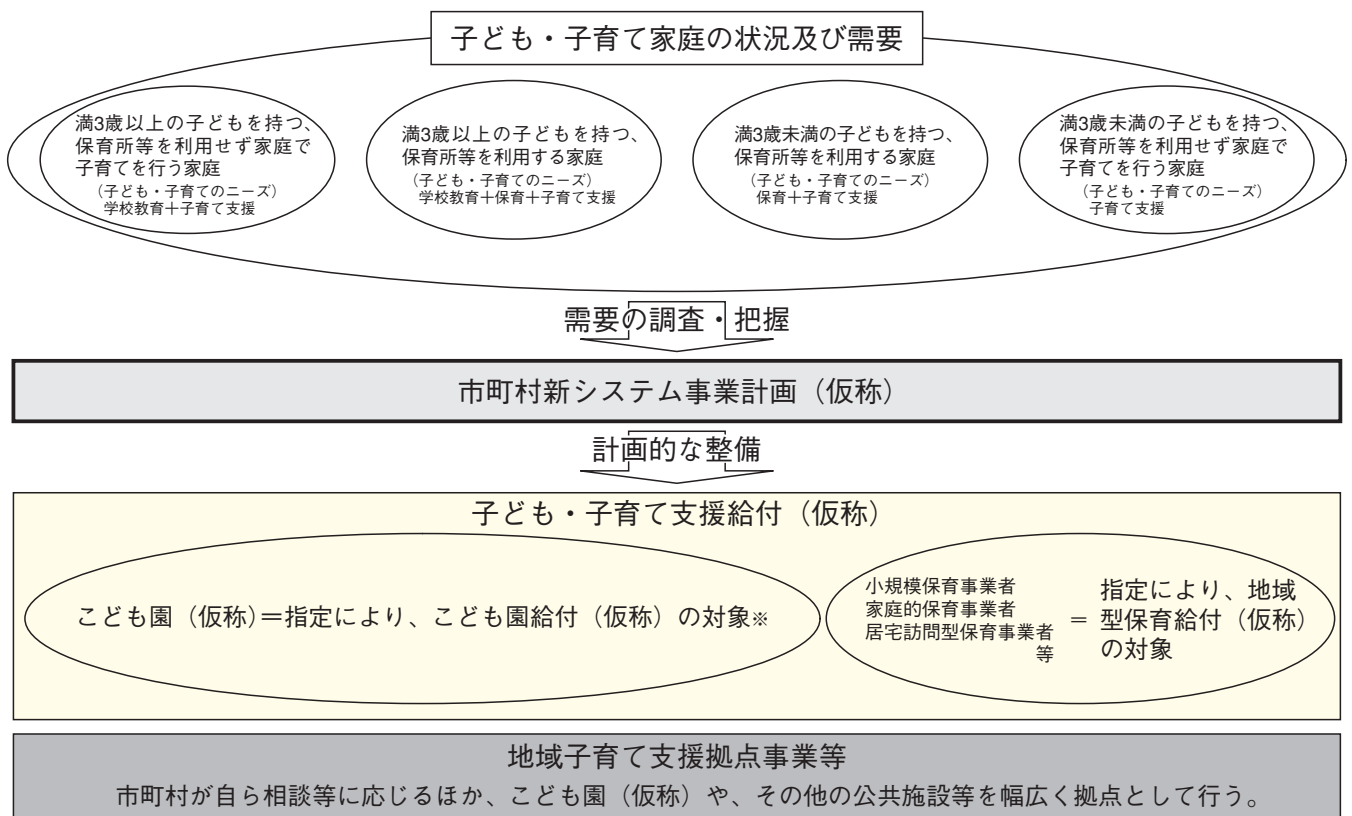
・ 幼稚園・保育所から総合施設（仮称）への移行及び地域子育て支援事業等の推進等により、家庭における養育の支援機能が強化。

< すべての子どもの  
健やかな育ちが実現 >

< 結婚・出産・子育ての  
希望がかなう社会が実現 >

※「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

## 地域における学校教育・保育の計画的な整備（イメージ）



※指定対象は、質の確保のための客観的な基準を満たした施設。具体的には、総合施設（仮称）、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設。

⑦

雇用均等・児童福祉



## これまでの幼児教育の振興及び次世代育成支援改革の流れ

平成16～  
17年度

平成18～20年度

平成21年度

幼児教育の振興

次世代育成支援改革

○中央教育審議会答申  
(平成17年1月)

- ・幼児教育は、保育所等で行われる教育も含む幼児が生活するすべての場において行われる教育
- ・家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進
- ・発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実(幼小の連携・接続)

○中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議  
(平成16年12月)

- ・幼児教育の観点と次世代育成支援の観点から検討
- ・親の就労事情等にかかわらず、幼児教育・保育の機会を提供することが基本
- ・加えて、子育て家庭への相談、助言、支援や、親子の交流の場を提供することが重要

○教育基本法の改正  
(平成18年12月)

- ・「幼児期の教育」は、生涯における人格形成の基礎を培う重要なものであることを新たに規定(保育所等における教育を含む)
- ・幼稚園から大学までの体系的・組織的の確保

○学校教育法の改正  
(平成19年6月)

- ・子どもが最初に入学者として、幼稚園を最初に規定
- ・幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることを明確化
- ・家庭及び地域の幼児教育支援に関する規定を新設

○幼稚園教育要領の改訂  
(平成20年3月)

- ・幼稚園教育と小学校教育との連携・接続
- ・家庭・地域との連続性、連携・支援(保育所保育指針も幼稚園教育要領と整合性を図り、改訂)

○認定こども園制度の創設  
(平成18年10月)

- ・親の就労にかかわらず、すべての子どもに質の高い幼児教育、保育、子育て支援を総合的に提供

○認定こども園制度の在り方に関する検討会  
(平成21年3月)

- ・財政支援の充実及び二重行政の解消
- ・保育制度改革の方向性を踏まえ、今後、具体的な制度的検討を推進
- ・法施行後5年を経過した場合に検討を行う旨が規定されているが、保育制度改革に係る検討にあわせて必要な見直しを実施

○社会保障審議会少子化対策特別部会の設置  
(平成19年12月～)

○第1次報告  
(平成21年2月)

- ・保育制度改革
- ・すべての子育て家庭に対する支援
- ・情報公表・評価の仕組み
- ・財源・費用負担

○これまでの議論の整理  
(平成21年12月)

- ・育児休業～保育～放課後対策への切れ目ないサービス保障
- ・すべての子育て家庭への支援
- ・利用者(子ども)中心
- ・潜在需要の顕在化及び量的拡大
- ・多様な利用者ニーズへの対応
- ・地域の実情に応じたサービス提供
- ・安定的・経済的に費用確保

○子ども・子育てビジョン  
(平成22年1月)

- ・保育所の待機児童を一刻も早く解消するため、既存の社会資源を最大限に有効活用することなどにより、サービスを拡充するとともに、すべての子どもがどこに生まれても質の確保された幼児教育や保育が受けられるよう、幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)を含めて、子どもや子育て家庭の視点に立った制度改革を進めます。

○子ども・子育て新システムの基本制度案要綱  
(平成22年6月)

- ・幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園(仮称)に一体化。
- ・こども園(仮称)については、「幼保一体給付(仮称)」の対象。
- ・幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、新たな指針(こども指針(仮称))を創設。
- ・資格の共通化を始めとした機能の一体化を推進。
- ・多様な事業主体の参入。